

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 10 月 18 日(火) 号外第 9 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (51) (業務効率推進課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

大山圏域の振興を図る体制を整備するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県西部総合事務所地域振興局西部観光商工課内に大山振興室を新設し、大山圏域の振興に関する事務を所掌させる。
- (2) 施行期日は、平成28年10月18日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(内部組織) 第21条 略</p> <p>2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">地域振興局</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>西部観光商</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"><u>大山振興室</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>工課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p>第22条の2 西部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">地域振興局西部振興課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">地域振興局西部観光商工課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>大山圏域の振興に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">地域振興局会計総務課～地域振興局中山間地域振興チーム 略</p>	地域振興局	略				西部観光商	<u>大山振興室</u>			工課				略			略				<p>(内部組織) 第21条 略</p> <p>2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">地域振興局</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>西部観光商</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>工課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p>第22条の2 西部総合事務所地域振興局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">地域振興局西部振興課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">地域振興局西部観光商工課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">地域振興局会計総務課～地域振興局中山間地域振興チーム 略</p>	地域振興局	略				西部観光商				工課				略			略			
地域振興局	略																																								
	西部観光商	<u>大山振興室</u>																																							
	工課																																								
	略																																								
略																																									
地域振興局	略																																								
	西部観光商																																								
	工課																																								
	略																																								
略																																									

附 則

この規則は、平成28年10月18日から施行する。